

# 秋田県宗教法人認証書再交付等手数料徴収条例案について

県民文化政策課

## 1 条例の趣旨

宗教法人事務の法定受託事務以外の事務のうち、宗教法人が、宗教法人法により本来備え付けるべき書類である「規則の認証書」や「規則」の紛失等による再交付を申請する場合や、新たな土地・建物を取得した際に登録免許税等の非課税措置を受けるための「境内地・境内建物証明」を申請する場合の事務手数料を定める。

## 2 条例制定理由

近年、法定外受託事務の申請件数の倍増に伴い、書類審査、現地確認などの事務量が增大しており、全国的に過半数の都道府県が手数料の徴収に踏み切っているという状況にある。

## 3 条例の内容

(1) 次に定める再交付等を受けようとする者から手数料を徴収することとし、その額を定めることとする。【第1条関係】

宗教法人の規則又は規則の変更に係る認証書の再交付

.....申請1件につき500円

認証した旨を附記した規則又は規則の中の変更しようとする事項を示す書類の再交付

.....申請1件につき2,000円

境内建物または境内地に該当する旨を証する書類の交付

.....申請1件につき3,000円

(2) 手数料は申請があったときに徴収することとする。【第2条関係】

(3) 既に徴収した手数料は、還付しないこととする。【第3条関係】

(4) 災害により規則の認証書等が滅失した場合は、当該認証書の再交付を受けようとする者については、手数料を免除することとする。【第4条関係】

## 4 条例の施行期日

平成22年4月1日

## 5 手数料額の算定根拠

1件あたりの受付・文書作成所要時間や現地確認のための旅費、従事する職員の給与を基に計算した。

## 6 歳入予算

150千円（県証紙による収入・宗教法人事務費の財源に充当する）

		件数	手数料	収入額
号	規則認証書の再交付	20件	500円	10,000円
号	規則・変更部分の規則の再交付	40件	2,000円	80,000円
号	境内地・境内建物証明	20件	3,000円	60,000円
	計	80件		150,000円

## 7 周知

議決後、秋田県の全法人（2,023）あてに文書通知する。